

令和3年第2回定例会議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決状況
第1号	<p>印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、これを引用している組合例規の規定について、所要の改正をするもの。また、同じく令和3年5月に公布されたデジタル庁設置法についても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、これを引用している組合例規の規定について、所要の改正をするもの。)</p>	令和3年10月29日	可決
第2号	<p>令和2年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>(令和2年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、議会の認定を求めるもの。 歳入決算額、1億7,990万2,526円に対し、歳出決算額は、1億7,451万2,430円で、実質収支額は、539万96円となり、全額、令和3年度へ繰越した。)</p>	令和3年10月29日	認定
第3号	<p>令和2年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計剰余金の処分及び決算認定について</p> <p>(令和2年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分することの議決を求め、併せて令和2年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業決算について、議会の認定を求めるもの。 令和2年度の収益的収入の決算額は、37億1,704万1,525円、対する収益的支出の決算額は、35億1,491万9,242円となり、差し引き、2億212万2,283円の純利益を生じた。資本的収入の決算額は、9,516万5,867円となり、対する資本的支出の決算額は、4億8,575万3,306円となった。この資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,058万7,439円は、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金等で補てんした。)</p>	令和3年10月29日	可決及び認定